

## プロース・シャーンドル素描

—二重体制期ハンガリーにおける民事訴訟法起草者の生涯より—

上 田 理恵子

### A brief description of Sándor Plósz:

The drafter of the Hungarian civil procedure law under the Austro-Hungarian Dual Monarchy

Rieko Ueda

(Received September 29, 2017)

The purpose of this paper is to clarify the life of Sándor Plósz (1846-1925), drafter of the Hungarian civil procedure law 1911, regarded as a high-point of Hungarian legislation, which was in force until 1952, when replaced by the socialist civil procedure law.

This essay firstly, overviews his life in the context of the political and social background of the eastern half of the Habsburg Monarchy. Then, his academic works, especially on “right to sue” will be analysed in the context of discussions among the German academic society and clarified that his work was one of the crucial theories even in Germany, which was the leader for the development of Japanese legal studies on the civil procedure. Finally, through comparing with the making process of the Austrian Code of Civil Procedure 1895, drafted by Franz Klein (1854-1926), this essay will conclude that both codes strengthening the initiative of judges to speed the suits, Klein, as a bureaucrat, stressed more the socio-political aspects about the civil procedure law to help the poor parties, while Plósz focused more on the rationalization and accuracy in the jurisdiction.

**Key words :** Sándor Plósz, Géza Magyary, right to sue, Hungarian Civil Procedure Law 1911, Austro-Hungarian Dual Monarchy, Franz Klein

#### はじめに

2016年11月21日、現行のハンガリー民事訴訟法は、法律第130号としてハンガリー議会で成立した。<sup>1</sup> その最後の633条では、社会主義体制下のハンガリーで適用されていた旧法（1952年法律3号）の失効が明記されている。

ここにいう旧法が成立する前に適用されていた民事訴訟法は、1911年に法律第1号として制定された〔以下、1911年法と略す〕。今日のハンガリーの民事訴訟法学者から「1952年法は1911年法の技術的改正にすぎない」、あるいは2016年法成立までの改正作業は「1911年法典以来最大の法継受のプロセス」という発言が一度ならず認められるところをみると、<sup>2</sup> 今日でもハンガリー民事訴訟法学界が1911年法を尊重している様子が見え始める。

その成立時期は、オーストリア＝ハンガリー二重君主国体制下にあたる。この体制は1867年から第一次世界大戦で君主国が解体する1918年まで続い

た。

二重君主国体制下では、オーストリア帝国とハンガリー王国間の協定（ドイツ語 *Ausgleich*、ハンガリー語 *kiegyezés*）により、オーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ね、軍事、外交、財政を共通事項とし、そのほかは両者で独自の国家体制を持つこととなった。したがって、民事訴訟法の立法作業も、オーストリア側（正規には「帝国議会に代表を送る諸王国・諸州」とハンガリー側とで、それぞれ独自に進められることとなったのである。

ハンガリー側で成立した1911年法は、ドイツ民事訴訟法（1877年）およびオーストリア民事訴訟法（1895年）の長所を取り入れ、両者の課題を克服し、完成度の高い法律になった、と成立当時から内外で評価されていた。<sup>3</sup>

その起草者プロース・シャーンドル（Plósz Sándor, 1846-1925）の名も、当時からドイツや日本の民事訴訟法の文献では認めることができる。<sup>4</sup> 長年、公職を務めただけあって、当時の国内の専門雑誌には発言や論稿も多い。しかし、プロースの生涯

を通しての伝記となると、ハンガリー国内でもまとまったものは決して多くはないようだ。<sup>5</sup>

プロースの生涯を語るうえで必ず引用されるのは、同時代マジヤリ・ゲーザ (Magyary Géza, 1864-1928) による、科学アカデミー総会での追悼演説である。<sup>6</sup> マジヤリ自身、プロースに学んだ民事訴訟法学者、ハンガリー科学アカデミー会員である。民事訴訟法及び比較法の業績により、没後の1929年にアカデミーから表彰もされている。<sup>7</sup>

マジヤリは冒頭から全演説の三分の一を訴権論、その先の3頁分を民事訴訟法立法作業、残りでは経歴やその他の公的・私的側面に言及する。総じて追悼演説は故人を称賛するものであることを差し引いても、プロース自身の専門分野で身近な人間からの証言は、貴重な史料として注目されよう。

そこで、本稿ではプロースの生涯と業績を概観しつつ、最後に、鈴木 (2016) で指摘された民事訴訟法の「社会政策的側面」について、オーストリア民事訴訟法の起草者フランツ・クライン (Franz Klein, 1854-1926) との若干の比較を試みる。それにより、プロースの活動が、当時のハンガリーにとって果たした意義を考察したい。

この目的のため本稿では、マジヤリの追悼演説に沿い、他の文献で時代背景を補いつつプロースの生涯を概観し (1)、マジヤリが特に詳細に論じられた二つの業績、すなわち訴権論 (2) と民事訴訟法立法作業 (3) を考察する。ただし、民事訴訟立法作業については拙稿<sup>8</sup>でも扱い、前述の通り、共訳も刊行されているため、簡略にすぎるとは承知のうえで重複は避け、補足的な考察にとどめる。最後に、クラインとプロースを対比させて考察する (4) という構成をとる。

## 1. プロースの生涯

プロース・シャーンドルは1846年、オーストリア帝国の支配するハンガリー王国の首都ベシュト (1872年以降のブダペシュト) で生まれた。ハンガリーにとっては「独立戦争」と呼ばれる1848年革命直前、メッテルニヒ (Klemens Wenzel Lothar Nepomuk von Metternich-Winneburg zu Beilstein, 1773-1859) によるウィーン体制が終わろうとする頃であった。まだブダでは「6人に5人」がドイツ語を話し、ベシュトでも「わずかながらも」ドイツ語の話し手が上回っていた時期である。<sup>9</sup> まもなく、世紀転換期にかけて、ブダペシュトでは急速な同化政策が進行した。<sup>10</sup> ただし、大貴族やブルジョワ階級の人々は、ハンガリー語が「ヨーロッパ諸言語の

なかの孤児であること」をよく知っており、ギムナジウムではラテン語、ドイツ語、時にはギリシア語が必修科目であり、家庭でも個人的にヨーロッパの言語を学ぶことが広まっていたという。<sup>11</sup>

プロース家も知識階層の家柄である。シャーンドルたちも幼い頃よりドイツ語とハンガリー語に馴染んで育ったと推測される。父親ラヨシュは医師、1848年革命の指導者コッシュウト (Kossuth Lajos, 1802-1894) にハンガリー国防軍 (Honvéd) 病院の一つで院長を任されている。三人の息子のうち、シャーンドルは次男にあたる。二つ違いの兄パールは父に倣って医師になり、コロジュヴァール大学、<sup>12</sup> ブダペシュト大学で生理学・病理学教授、ハンガリー科学アカデミー通信会員となった。シャーンドルの17歳下の弟ペーラは獣医師免許に加え、哲学博士の学位も取得した。獣医師専門学校を大学へ昇格させ、国産馬の品種飼育、改良、繁殖に多大な業績を残したという。<sup>13</sup>

シャーンドルはベシュトとウィーンで法学を修め、1868年に法学博士の学位と弁護士資格を取得した。

前述の二重君主国体制は、当時から「妥協の産物」等と批判も多く、実際にさまざまな問題も含んだままではあった。<sup>14</sup> しかし、少なくとも法整備という観点からみれば、ハンガリーの為政者にとっては、近代国家として自主的に法制を整え、運用することが可能となった、ということの意味した。

まさにこのような時期、プロースはベシュト市内の区裁判所の書記、判事補等を経て1872年にはベシュト王立裁判所 (日本の地方裁判所に相当) の裁判官として法律家のキャリアを重ねていく。

同年から大学教授としてのキャリアも始まる。1881年までコロジュヴァール大学で民事訴訟法、手形法、商法の教授、1881年からブダペシュト大学にて民事訴訟法、商法、手形法の教授に任ぜられ、1894年に司法省入りするまで勤めた。マジヤリの指摘では、大学こそプロースが最も好んだ職場であったようだ。1905年に司法大臣の職を退任してからは亡くなる前年の1924年まで務めている。民事訴訟法案審議に向けて議会へ出入りすることはあっても、司法官僚の道に再び入ることはなかったという。

マジヤリの追悼演説では、プロースとドイツの学界との交流も強調されている。ライプチヒ大学創立500周年記念に際して、プロースには名誉博士号が送られた。「とりわけ今日の、きわめて難しい諸民族の競争のなかで」ハンガリー国民が「大国との関係においても、きわめて文化的な民族であることを

示す」手本がブロースなのだという。<sup>15</sup>

ハンガリー科学アカデミーとの関係では、1884年から通信会員、1894年以降は正会員となっている。1912年には著書『民事手続法』により、アカデミーから表彰され、1913年には副会長に選出された。

政府との関係では、1894年から司法省秘書官、さらに1899年から1905年までの6年間、三代の内閣にわたって司法大臣を務めた。在職中には1896年（法律33号）刑事訴訟法も成立させた。<sup>16</sup>自身の専門分野ではなかったにも関わらず、マジヤリの言葉を借りれば「学者という性格が発揮されて」この分野にも没頭したという。<sup>17</sup>皮肉なことに、自身の起草による民事訴訟法の制定が実現したのは、辞任後のことだった。

さらに、議会との関係では1895年より下院議員、1914年からは貴族院終身議員となっている。ブロースがいわゆる「学者気質」のため、現実の政治から遠ざかりがちであったことは認めながらも、マジヤリはブロースを「偉大な政治家かつ官僚」と呼ぶ。「ブロースは確かな目で正しく国家にとって重要な利益が何かを知り、国家がそれらを守るために最善の道から外れていくのを見て、言い尽くせぬ心の痛みを抱えていたのだ」と。<sup>18</sup>

追悼演説の終わり近くになると、私生活についても少しは語られている。曰く「内向きな性格で心を開く人は決して多くなかったが、心を開いた人々との付き合いは長く、誠実さをもって続いた」こと、妻を愛し、子供や孫たちにも恵まれていたこと、自然を愛し、ドナウ川を見下ろす「ゲレルトの丘」の見晴台あたりを好んで散歩したこと、等。<sup>19</sup>

## 2. 学術上の業績より—『訴権論』を中心として

いわゆる専門用語の中には、かつては重要視されていたが、最近の教科書や専門用語辞典では、独立した項目として扱われなくなりつつある場合がある。民事訴訟法学の「訴権」(ドイツ語の“Klagerecht”)はそうした用語の一つのようである。

訴えによって裁判所の裁判を求めることができる、ということ、を、当人の権利とみて訴権と呼ぶ。では、どのような要件のもとにどのような内容の権利として認めるか、さらにそのような権利を認める実益があるかについて、ドイツにおいて、ことさらに諸説の展開が活発であったという。<sup>20</sup>19世紀後半の段階では、訴権は国家に対する公権であって私権とは区別される、ということまでは一般化していた。しかし、公法的訴権説の内部で抽象的訴権説と具体的訴権説(権利保護請求権説)との熾烈な議論

が交わされていたという。前者によれば、訴権とは国家に対し訴訟手続を開始し審理の上でなんらかの判決を求める権利である、という。本案すなわち実質的な内容に立ち入る前に訴えを「却下」される場合まで含まれる。これに対し、後者は、一定の具体的内容を有する自己に有利な判決(勝訴判決)を求める権利である、と主張する。なかでも有名なのはビューロー(Oskar Bülow, 1837-1907)とヴァッハ(Adolf Wach, 1843-1926)との論争であった。対立の核心は「権利既存の観念」の承認、言い換えれば、当事者に「私権」があるかどうかは訴訟の結末までわからない、と考えるべきか、もともと権利は「私権」として当事者に存在し、訴訟はそれを確証する材料にすぎない、と考えるべきか、という対立である。先取りしていえば、訴訟法学史上、まずはヴァッハの権利保護請求権説が学界を席捲する。

海老原(1991)の論稿からは、19世紀から20世紀初頭にかけて、訴権をめぐる訴訟法学上の学説対立について、時代を追って所説の跡付けを知ることができる。

その中にブロースの主著『訴権論』(1880年)も登場する。<sup>21</sup>ブロースは公法的訴権論者である。その訴権概念は「原告となりうる者なら誰でも有する」のであって、実体法上の権利の存否に関わらない。<sup>22</sup>しかし、その一方で「訴権は権利に内在する属性である」ともいう。<sup>23</sup>これらを矛盾なく説明するにあたり、ブロースは抽象的訴権(訴訟上の訴権)と具体的訴権(私法上の訴権)の二種の訴権を並存させる。<sup>24</sup>さらに両者の関係について、海老原(1991)は、訴訟費用の負担の記述をもってブロースの回答とみている。すなわち、原告には「単なる主張にもとづいて」抽象的訴権が認められるが、その権利は「理由のある主張のためにのみ行使しうる」という責任を負う。さもなければ、訴訟費用の支払いが命ぜられる。<sup>25</sup>ブロースはこうして「訴権と実体法上の権利を架橋しようと腐心していた」ひとりであった。<sup>26</sup>

海老原と同様、マジヤリもビューローの『訴訟抗弁論と訴訟要件』<sup>27</sup>が「訴訟について公法的性質を持つ制度である(közjogi természetű intézmény)、と説く先駆的著作」だったと評する。しかし、ビューロー自身が詳細に展開しなかった理論を最もよく成し遂げたのが「ドイツにおける著作の数々」に先駆けてブロースであったと強調する。ブロースの訴権論は、決して勝訴判決まで求めるのではなく、「国家には、すべての人の権利保護に向けた訴えを慎重に判断し、法をその趣旨に基づいて適用するという義務がある」と述べているにすぎない。<sup>28</sup>そもそも国家の使命は、法と司法による統治を実現すること

にある。そのために最も確実な方法は「国家が、例外なく誰の訴えについても審理を尽くさせること、すなわち例外なく誰に対しても、訴えについて裁判所が審理を尽くすという権利を与えることである」とする。さらに「理由のない訴権によって裁判所をわずらわせたという責任」としての訴訟費用負担も、「国家の痛みがより少なくなる」ためである、という説明が続く。<sup>29</sup>

とはいえ、海老原（1991）の指摘にあるように、実体上の権利と訴権の関係については、まだ正面から答えられてはいない。費用負担そのものについても負担の割合等、追究すべき点が複数ある。

そのことを最もよくわかっていたのはプロース自身だったのではないだろうか。マジヤリによれば、プロースは終生、訴権論の精緻化に尽くしていた。<sup>30</sup>

追悼演説ではこのほか、上訴制度、証拠、書面、訴訟における自白、法律上の推定等、民事訴訟全般にわたる論点について、「細部にいたるまで綿密に」検討された論稿をプロースが残していること、間もなくアカデミーから著作集が刊行されることを約束している。

### 3. 1911年法—経緯と内容

#### (1) 制定経緯

オーストリア民事訴訟法（1895年）の前史も長かったが、クラインの登場からは一気に加速し、草案ができて2年余りで制定にこぎつけた。<sup>31</sup>

それとは対照的に、ハンガリー民事訴訟法の場合は、プロースが起草に関わり始めた1882年から30年近く経ち、五度目の提出にして、ようやく成立したのである。<sup>32</sup>

しかも、クラインが草案に着手するより前に、オーストリア側ではグラザー（Julius Glaser, 1831-1885）の少額事件訴訟法<sup>33</sup>が成立し、口頭審理や公開主義についても、いわば試験的導入ができていたのに、ハンガリー側では略式手続法（1893年法律第18号）起草まで含めて、プロースの仕事であった。

1903年の草案提出後には、ハンガリー王国自体の「危機」のため、訴訟法案は議事日程から削除されてしまった。<sup>34</sup>

追悼演説のなかでマジヤリも「これほどまで長く、手間がかかって完成されたハンガリーの法律はめったにない」と認めている。それまで待つことができたのは、裁判所管轄法（1869年法律4号）裁判所の構造を抜本的に変更する必要がなかったことにも依る、としている。旧法となる暫定民事訴訟法（1868年法律第54号）については、もう少し手厳しく、

煩雑であったにもかかわらず、政府も議会も〔新訴訟法制定という〕目標に向けて力を尽くした」としている。<sup>35</sup>

#### (2) 特徴と評価

追悼演説という限られた時間のなかで、新訴訟法の特徴を絞り込む場合、マジヤリが選んだのは以下の二点である。一つ目は「確認の訴え」を導入したり、上訴でも「弁論の更新」を認めるなど、当事者の「権利保護」に厚いこと、そして二つ目は「真実発見」（igazság kidertése）のために裁判官の訴訟指揮権を広範囲に認めていることである。<sup>36</sup> ドイツ法とオーストリア法の影響について、「決して無批判に受け入れたのではなく、新たな手法を取り入れつつ」主体的に選択した点を強調することも忘れていない。

1911年法施行は第一次大戦下の1915年である。このこともマジヤリによれば、1911年法の優れた性格を「証明することとなった」と語る。なぜなら、戦時下という困難な環境にあっても「ほとんど変更なしに」機能したからである。

### 4. クラインとプロース

オーストリア民事訴訟法（1895年）起草者フランツ・クラインによれば、訴訟は当事者の「権利のための闘争」ではなくして社会的弱者を救済するための国家の「福祉制度」である。講演や論稿では強調する部分も多い。<sup>37</sup>

鈴木（2016）では、クラインの民訴法が短期間のうちに実現した経緯を振り返り、社会政策という時流によって「巧みに着色」されていたものの、「要は、職権主義の拡大である」と強調される。<sup>38</sup>

訴訟を「社会政策」として位置づけられない理由づけも明確である。そもそも、政策として位置付けるにあたって「社会的弱者」の範囲が不明である。さらに、訴訟制度の当事者間に社会政策を持ち込むとかえって「機会の均等」を損ねてしまう虞があるというのである。民訴において国家（＝裁判所）が救済を与えるべき「弱者」は、社会政策という弱者とは重ならない。したがって、社会的弱者の救済を、民訴の目的として掲げるのは、「いささか大ざっぱにすぎる」。結局は「事案の内容や、手続のそのときどきの局面に応じ、武器の平等、機会の均等という昔からいいならわされた準則に従い、裁判所の裁量によって当事者間の平等を期するほかない」という。<sup>39</sup>

ただし、鈴木（2016）にも明記されているとおり、

クラインとて「最上級の学識者」である。そうした批判を浴びることについては、覚悟の上だったように思えてならない。にもかかわらず、訴訟における「社会性」を繰り返し強調したのは、彼が卓越した「法制官僚」だったからではなかったか。これが、今のところの筆者の所見である。新制度を導入することで、結果的に貧しい労働者や農民が当事者になった場合に救われるケースが増加する、という効果をクラインは優先させたのだ。是非はともかく、政策を実現するとき、当面の課題の緊急性・実効性は、理論面での脆弱性に優先されがちである。クラインは、司法省時代に、さまざまな社会経済諸立法に、精力的に取り組んだことでも知られる。関税法、借家法、建築法、少年法等。<sup>40</sup>

では、プロースとハンガリー民事訴訟法の場合はどうだったか。主だった講演・論稿等を確認した限り、クラインの演説で何度も主張されたような、訴訟制度の「社会政策」的側面、「貧民の保護」を強調する姿勢を認めることは難しい。大戦下のドイツにプロースは複数回にわたり、ドイツで講演し、新訴訟法について解説している。ここでも、制度内容の正確な理解を求めることに終始し、誠実ではあるが、きわめて地味である。<sup>41</sup> マジャリの追悼演説でも、プロースの「社会政策」的配慮を示唆する文句は認められない。かわりに、大戦下に施行された訴訟制度は戦後の混乱した状況にあっても、訴訟法が「権利保護のために」機能している点は繰り返される。したがって、プロースはむしろ、当事者が誰かを問わず、公正かつ合理的な訴訟制度の構築こそ強調したかったようである。

こうしたプロースの姿勢は、第一次世界大戦直後のハンガリーにとってどのような意義を持ったか。マジャリの考えは演説の最後に語られている。プロースが公的活動に尽くした時期はハンガリーにとって「希望に満ちた、短い、隆盛の時代」であった。敗戦国側としてのハンガリーは、国土の三分の二を失って「孤独感に襲われ」「悲しい時期」にある。それでも「我々の苦痛が絶望のなかで無気力となり、苦痛の放棄とならぬ」よう、マジャリは戒める。<sup>42</sup>

プロース・シャーンドルが学術における活動、公的諸活動のなかで行ったように、誰もが自分の置かれた場所で、身分が高かろうと低かろうと、情熱をもち、自己犠牲の気構えをもって務めを全うするならば、必ずや、プロースもあれほど切望した、しかしながら神の御心により、未だ実現されていないもの、すなわち、国家の新たな繁栄 (az ország újabb felvirágzása) も

実現されると期待できよう。

おわりに

冒頭で掲げた課題、すなわちプロースが当時のハンガリーにとって果たした意義について、本稿で考察した内容を確認しておきたい。

プロースの学術上のライフワークである訴権論、合理的かつ公正な訴訟制度の構築を目指した1911年法は、国内のみならず、ドイツひいてはその影響を強く受けた日本の学界でも認められていることが、マジャリの追悼演説や後年の文献からもうかがえる。

さらに、オーストリア側のクラインとは趣を異にしつつも、プロースの姿勢もまたハンガリーという「国家」にとってかけがえのない存在として語られていた。

ハンガリー国内の文献・史料の精査により、プロース研究はさらに深化する必要がある。

付記

本稿には、「アレクサンダー・プロース『ハンガリー新民事訴訟法による裁判所の訴訟指揮』一起草者による1911年法の解説一」(『熊本法学』第137号)掲載時、紙幅の都合で割愛したプロースの略歴を補足する役割がある。

この場を借りて、共訳者の河野憲一郎准教授(法曹養成研究科)と池田愛講師(法学部)に心から感謝申し上げる。気鋭の民事訴訟法研究者であるお二人から、民事訴訟法学の理論、文献情報、定訳など、実に多くのことをご教示いただいている。

<sup>1</sup> 1911年法の全文はKluwer社のURL (<https://net.jogtar.hu/>, 2017年9月7日最終閲覧)

<sup>2</sup> ヴァルガ(2008)166頁、ハルシャギ(2014), 81等

<sup>3</sup> 雉本(1913)等。

<sup>4</sup> 日本の文献にプロースの名が登場するのは、1911年法に関して雉本(1913)にはじまる。雉本のその他の論稿について上田(1998)で扱う。プロースについてはほかに中村(1963)、鈴木(2004)284-285頁、後述する海老原(1991)等。なお、ハンガリー人の人名は日本と同じく姓・名の順である。また、ハンガリー語の人名シャーンドル(Sándor)はドイツ語読みではアレクサンダー(Alexander)となる。ドイツ語の著作では著者名に用いられるため、日本を含めて国外の文献ではこちらの名前の方がよく知られている。

<sup>5</sup> 最近の文献では同じ民事訴訟法学者ケンジェルの論稿がある。Kengyel(2004), Kengyel(2014)。

- <sup>6</sup> Magyary (1927)
- <sup>7</sup> Kenyeres (1969), II, 122.
- <sup>8</sup> 上田 (2011)
- <sup>9</sup> Lukacs (1988), 101.
- <sup>10</sup> Lukacs (1988), 101-102.
- <sup>11</sup> Lukacs (1988), 103.
- <sup>12</sup> 現ルーマニアのクルージュ・ナポカ Cluj-Napoca. ハンガリー名コロジュヴァール Kolozsvár, ドイツ名は Klausenburg. 1848年まではオーストリア領, 1861-67年まではトランシルヴァニア公国の首都だったが, アウスグライヒ以降, ハンガリー王国に編入された. 第一次世界大戦終結以降はルーマニア領へ編入. 16世紀以降, コロジュヴァールにはイエズス会の運営する大学があったが法学部はなく, 改革派の学校で教会法が講じられていただけであったという. 1774年, マリア・テレジアによって法学部が創設されたが, ヨーゼフ2世はこれを法科専門学院 (Liceum) とした. 本格的にコロジュヴァール大学の創設は1848年に議会で決められたが, 1872年に実現した. 同時にコロジュヴァールの他の学校での法学講義は廃止された. 私法学の分野だけでも, 民法典編纂作業 (家族法) に関わったグロスシュミット・ベニ (Grossschmid Béni, 1852-1938) をはじめ, 国内の著名な学者たちが教壇に立った. 第一次世界大戦後は, セグドに移転した. 以上につき Zlinszky (1997), 135.
- <sup>13</sup> プロース家については Kengyel (2014), 2; Kenyeres (1969), 420-421 参照.
- <sup>14</sup> この点につきバムレーニ (1980), 45 頁以下.
- <sup>15</sup> Magyary (1927), 9-10. ライプチヒ大学のアドルフ・ヴァッハに教えを乞うべく, 日本からは雫本朗造 (1876-1922) が留学している. 雫本がプロースと1911年法をいち早く紹介しているところを見ると, ライプチヒ大学を拠点とした国際交流がうかがえる.
- <sup>16</sup> 陪審制も導入したハンガリー刑事訴訟法の成立過程を詳述した著作 Antal (2006) (特に159, 226, 240, 243) では, 法案審議過程の議事録が詳細に検討されている. プロースも司法省秘書官時代からも刑事訴訟法案審議に加わっており, 個別規定について発言していたこともわかる.
- <sup>17</sup> Magyary (1927), 9.
- <sup>18</sup> Magyary (1927), 9.
- <sup>19</sup> Magyary (1927), 10-11.
- <sup>20</sup> 訴権については三ヶ月 (1985) 17-20 頁, 新堂 (2011) 241-247 頁, 中野・松浦・鈴木 (1988) 20-21 頁, 等. 今日では「訴権」という概念自体を用いないことについては, ほかに河野 (2009) 14 頁, 高橋 (2014) 22 頁.
- <sup>21</sup> 本書の構成は訴権の概念 (第1章), 訴権は主観的権利か? (第2章), 被告に対する訴権の内容 (第3章), 確認訴訟の理論 (第4章) からなる.
- <sup>22</sup> Plósz (1880), 15.
- <sup>23</sup> Plósz (1880), 32.
- <sup>24</sup> Plósz (1880), 40.
- <sup>25</sup> Plósz (1880), 92.
- <sup>26</sup> 海老原 (1991) 22 頁.
- <sup>27</sup> Bülow (1868)
- <sup>28</sup> Magyary (1927), 5.
- <sup>29</sup> ここで用いられている「審理する」(megvizsgál) という語には, vizsgál ある行為を通して終わらせる意味の接頭辞 meg- がついているため, 却下判決というより, 本案判決を求めることまでは意図しているのではないかと筆者は推測する.
- <sup>30</sup> Magyary (1927), 5.
- <sup>31</sup> このあたりの事情については鈴木 (2016), 上田 (2012).
- <sup>32</sup> Kengyel (2004) は, 起草作業を中心に論じたもの. ほかに Zlinszky (1982), ハルシャーギ (2014) が詳しい.
- <sup>33</sup> Das Gesetz vom 27. April 1873 über das Verfahren in geringfügigen Rechtssachen (Bagatellverfahren), RGBl. 1873/Nr. 66.
- <sup>34</sup> 1905年, ロシア第一革命 (「血の日曜日事件」) に触発された労働者のデモに始まる二重体制政府の危機. 選挙での与党の敗北による首相のティサ・イシュトヴァーン (Tisza István, 1861-1918) は退陣. ほぼ一年にわたり, 政治機能が停止した. 王国は普通選挙の導入を提案し, 野党連合を認めることで妥協をはかる. 一方野党側は足並みをそろえることができず, 二重体制は守られることとなった.
- <sup>35</sup> Magyary (1927), 6.
- <sup>36</sup> Magyary (1927), 7.
- <sup>37</sup> クラインについての先行研究等は上田 (2012) に挙げたほか, 松村和徳 (1997) 「弁論主義考」早稲田法学第72巻第4号429-479等. 現行オーストリア民事司法 (倒産法, 非訟事件手続法等) の翻訳も同一著者により多数手がけられている.
- <sup>38</sup> 法制史研究に基づき, 類似の結論にいたるものとして, 水野浩二 (2013) 「〈口頭審理による後見的な真実解明への志向〉試論 — 一例としての大正民法改正」法制史研究 63, 1-53.
- <sup>39</sup> 鈴木 (2016), 195.
- <sup>40</sup> この点につき Baltzarek (1988).
- <sup>41</sup> Plósz (1912) [プロース (2016)]; Plósz (1917), *Zwei Vorträge aus dem Ungarischen Zivilprozessrecht*, Berlin.
- <sup>42</sup> Magyary (1927), 11.

### 参考文献

1. Antal Tamás (2006), *Törvénykezési reformok Magyarországon (1890-1900)*, Szeged.
2. Baltzarek, Franz (1988), Franz Klein als Wirtschaft- und Sozialpolitiker. In: Hofmeister, Herbert (Hg.), *Forschungsband Franz Klein: Leben und Wirken*, Wien.
3. Bülow, Oskar (1868), *Die Lehre von den Proceßeinreden und die Proceßvoraussetzungen*, Giesen.
4. Lukacs, John (1988), *Budapest 1900: A Historical Portrait of a City and Its Culture*, N.Y.: Grove Press. [ルカーチ, ジョン (著) / 早稲田みか (著) (1991) 『ブ

- ダベストの世紀末』白水社]
5. Magyary Géza von (1927), *Plósz Sándor Ig.sT.tag. emlékezete*. Budapest: A magyar tudománys akadémia.
  6. Németh Janos (1991), Das Deutsche Zivilprozessrecht und seine Ausstrahlung auf die Rechtsordnungen der osteuropäischen Länder. In: Habscheid, Walter (Hg.), *Das deutsche Zivilprozessrecht und seine Ausstrahlung auf andere Rechtsordnungen*, Bielefeld.
  7. Kengyel Miklós (1998), *Magyar polgári eljárásjog*. Budapest.
  8. Kengyel Miklós (2004), Plósz Sándor és az 1911.évi Polgári perrentartás keletkezésének hosszú története. In: Csibi Norbert (Sz.) *Deák és utódai: magyar igazságügyi miniszterek 1848/49-ben és a dualizmus korában*. Pécs, 153-160.
  9. Kengyel Miklós (2014), Plósz Sándor (1846-1925). In: Hamza Gábor (Sz.) *Magyar Jogtudósok*. IV. kötet, Budapest, 22-32.
  10. Kenyeres Ágnes (Sz.) (1969), *Magyar életrajzi lexikon*. II., Budapest.
  11. (1880), Plósz, Alexander, *Beiträge zur Theorie des Klagerechts*, Leipzig.
  12. Plósz, Alexander (1912), Die Prozeßleitung des Gerichts nach der neuen ungarischen Zivilprozeßordnung. In: *Recht und Wirtschaft*, 392-398.
  13. Plósz, Alexander (1917), *Zwei Vorträge aus dem Ungarischen Zivilprozessrecht*, Berlin.
  14. Zlinszky, János (1982), Ungarn in: Coing, Helmut (Hg.) *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Rechtsgeschichte*, Bd.III., Das 19. Jahrhundert, Zweiter Teilband, München, 2819-2838.
  15. Zlinszky, János (1997), *Wissenschaft und Gerichtsbarkeit: Quellen und Literatur der Privatrechtsgeschichte Ungarns im 19. Jahrhundert*, Frankfurt am Main.
  16. イシュトヴァン・ヴァルガ／垣内秀介訳 (2008) 「ハンガリー民事訴訟法に対する外国の影響」松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』信山社.
  17. 上田理恵子 (1998) 「大正期の法律家によるオーストリア民事訴訟法の受容過程」(一橋研究第 23 巻第 1 号, 67-91 頁).
  18. 上田理恵子 (2011) 「オーストリア法曹とハンガリー 1911 年民事訴訟法の成立」熊本大学教育学部紀要, 人文科学 第 60 号, 1-6 頁.
  19. 上田理恵子 (2012) 「19 世紀後半オーストリア民事訴訟法における口頭審理と法曹たち」法制史研究 62, 1-34 頁.
  20. 海老原明夫 (1991) 「公権としての権利保護請求権」法学協会雑誌第 108 巻第 1 号, 1-93 頁.
  21. 河野正憲 (2009) 『民事訴訟法』有斐閣.
  22. 雄本朗造 (1913) 「民事訴訟制度の變遷及改正運動 附 埃太利新民事訴訟法及び匈牙利民事訴訟法 (一) ~ (十一)」法律新聞 (836) ~ (848).
  23. ケンギエル・ハルサギ (2010) ケンギエル, M.・ハルサギ, V. 『ハンガリー民事司法制度』慈学社.
  24. 新堂幸司 (2011) 『新民事訴訟法』(第 5 版) 弘文堂.
  25. 鈴木正裕 (2004) 『近代民事訴訟法史・日本』信山社.
  26. 鈴木正裕 (2016) 『近代民事訴訟法史・オーストリア』信山社.
  27. 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕 (1988) 『民事訴訟法講義 一 基礎理論と判決手続』有斐閣.
  28. 高橋宏志 (2014) 『重点講義民事訴訟法 (下)』(第 2 版補訂版) 有斐閣.
  29. 中村武 (1963) 「ハンガリー民事訴訟法の展開と形成」法学新報 80 (1), 1-33 頁.
  30. パムレーニ (1980) パムレーニ・エルヴィン (編著) / 田代文雄・鹿島正裕 (訳) 『ハンガリー史』恒文社.
  31. ハルシャギー・ヴィクトーリア (著) / 河野憲一郎 (訳) (2014) 「流されるか、それとも流れに逆らうか — ハンガリー民事訴訟法への異なった法文化の影響」熊本ロージャーナル 第 9 号, 71-91 頁.
  32. ブローズ, アレクサンダー (著) / 上田理恵子・河野憲一郎・池田愛 (共訳) (2016) 「ハンガリー新民事訴訟法による裁判所の訴訟指揮」一起草者による 1911 年法の解説 一, 熊本法学 第 137 号, 23-35 頁.
  33. 三ヶ月章 (1985) 『民事訴訟法』(第 2 版) 弘文堂.